

研究種目：基盤研究（B）
研究期間：2007～2010
課題番号：19330010
研究課題名（和文） 国際法秩序における規範の接合と調整
-INTERSTITIAL NORMの存立基盤
研究課題名（英文） Linkages and Coordination of Norm in International Legal Order:
The Foundation and Role of Interstitial Norms
研究代表者 柴田 明穂 (SHIBATA AKIHO)
神戸大学・大学院国際協力研究科・教授
研究者番号：00273954

研究代表者の専門分野：国際法
科研費の分科・細目：法学・国際法学
キーワード：国際法 国際機構法

1. 研究計画の概要

(1) 本研究のねらい 本研究は、Interstitial Norm の概念、すなわち国際法の一次規則の背後にあって、既存の国際法原則・規則の規範的関係ないし適用関係を律し、その社会適合性を促す規範を俎上に載せる。具体的には、研究代表者および分担者がこれまでの研究において共通して認識していた課題、すなわち合法性と正当性、実効性の間で揺れ動く国際法規範・組織の動態把握を、国際法規範・組織の接合、調整、発展を可能にする interstitial norm の存在証明とその機能分析を通じて行うものである。

(2) 研究計画 本研究は、第1に、interstitial norm の概念について研究グループ内において明確な共通認識を得るために、研究代表者及び分担者がこれまで行ってきた具体的な国際法分野の実証研究を基礎としつつ、それを interstitial norm の視点から分析するとどのように再構成できるかを検討する。第2に、暫定的に合意ができた仮説的な interstitial norm の概念

を用いて、研究代表者及び分担者が、以下2.にて具体的に述べるような分野やテーマについて検討を行う。最終的には、全体を包括する理論軸を提示した上で、体系的な研究書の発刊をめざす。

2. 研究の進捗状況

(1) 本研究の第1段階の課題、すなわち interstitial norm の概念分析の結果、第1に、変動する社会状況を具体的に反映する interstitial norm の一発現形態として「L' être situé」の概念、第2に、法の目的を実現する interstitial norm の一発現形態として「法の実効性」概念を提示することができた。これら2つの概念は、それ自体抽象的であるが、一次規範の社会状況適合性を確保するほぼ普遍的に認められる背景的規範ないし指針であるとの仮説に至った。

(2) 本研究の第2段階の課題として、上記2つをキー概念として各専門分野における interstitial norm の機能と限界につき検討を行っている。具体的な分野やテーマは、概要、以下のとおりである。国際法の基礎

理論分野から、研究代表者の柴田明穂が地球環境保護分野の国際法を題材として法源論を、研究分担者の濱本正太郎が、国家平等観念の展開を国際法主体論の観点から考察している。また、国際法の一般理論を意識しながら、竹内真理が刑事分野を主に題材にしつつ国家管轄権の理論を検討している。個別分野の検討として、酒井啓亘が国連平和維持活動を題材に国連と地域的機構との関係を、中井伊都子が生命倫理問題を国際人権法からアプローチする検討を行っている。阿部達也は、軍備管理条約を題材に条約制度の実効性を検討している。国際経済法分野からは、小林友彦が、WTO ないし自由貿易協定を題材に紛争解決制度の機能的展開を、玉田大が、国際投資法を題材に補償ないし賠償概念の展開を検討する。

Interstitial norm の存立基盤の実証的検証をより広範に行うため、本研究では、上記分担者に加えて、適宜、連携研究者にも貢献してもらい、その研究成果を実質的に取り込む形で進めている。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

本研究は、2010 年度までの4年計画で行われており、上記研究成果を体系的な研究書として発刊できるかが、達成度を測るメルクマールになる。

現在、研究代表者及び研究分担者は、上記分野・テーマにて、論文を執筆している。本研究書は、英文もしくは仏文にて執筆されるが、以下が現在の仮題である。

- (1) Akiho SHIBATA, “Regulatory Norm-Creation in International Environmental Law”
- (2) Shotaro HAMAMOTO, “Pourquoi le droit international du développement a-t-il échoué ?”
- (3) Hironobu SAKAI, “Likelihood of New Relationship between Regional Organizations and the United Nations

in the Maintenance of International Peace and Security”

- (4) Mari Takeuchi, “Le Droit situé? A Quest for a Feasible Legal Framework of Jurisdiction”
- (5) Dai TAMADA, “Effritement de la distinction entre compensation et dommages dans le droit international des investissements”
- (6) Tomohiko KOBAYASHI, “Dynamic Process of Transnational Dispute Settlement as an Autopoietic System? Implications of North American Experiences to East Asia”
- (7) Tatsuya ABE, “Transparency measures under arms control regimes”

4. 今後の研究の推進方策

6 月末を期限として上記論文草稿を作成し、草稿検討会を経て改訂をして、今年度中には研究書を構成する論文が出揃う予定である。

5. 代表的な研究成果

[雑誌論文] (計 7 件)

①玉田大「シリーズ投資協定仲裁 補償額と賠償額の算定」『JCAジャーナル』56 巻 4 号 (2009)2-9 頁 (査読なし)

②柴田明穂「環境条約不遵守手続の帰結と条約法」『国際法外交雑誌』107 巻 3 号 (2008 年) 1-21 頁 (査読あり)

③酒井啓亘「スーダン南北和平と国連平和維持活動-国連スーダンミッション (UNMIS) の意義-」法学論叢第 162 巻 1-6 号 (2008)175-209 頁 (査読なし)。

④HAMAMOTO, Shotaro, “An Undemocratic Guardian of Democracy: International Human Rights Complaint Procedures,” Victoria University of Wellington Law Review, Vol.38 (2007), pp. 199-216 (査読あり)。

[学会発表] (計 4 件)

[図書] (計 1 件)

[産業財産権] 出願状況 (計 0 件)

[その他] (なし)